INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER





有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号 ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 188 2017年12月14日

イラク商標局の採用する新規則

新しい商標登録官は、係属中の商標出願、更新、変更申請について新しい措置を採用した。

係属中の出願

イラク商標局は、72000より前の出願番号を有する係属中の商標出願の登録手続を中止することを決定した。したがって、これら係属中の出願に係る商標の登録を望む出願人は、係属中の出願に代わる新規出願を行う必要がある。

新しい手続では、審査申請をまず行い、その商標が登録可能であるとの審査結果が出た場合 にのみ、出願を行うことができる。

更新

登録証が発行されていなければ、商標の更新を行うことはできない。商標の更新は、更新登録証が発行される前に、公報に掲載される。更新されたが登録証が発行されていない商標については、登録料を納付して公報に掲載される必要がある。それにより商標は正式に更新されたものと扱われ、更新登録証が発行される。

変更登録

新しい手続によると、登録された商標についてのみ変更登録ができる(係属中の商標出願について変更登録申請を行うことはできない)。また、変更は公報に掲載され、その後変更登録確認書が発行される。

(出典:Ekram AlhHag Intellectual Property)